

始良市立地適正化計画改定業務委託

公募型プロポーザル審査要領

本審査要領は、「始良市立地適正化計画改定業務委託」に関するプロポーザルの審査に関する事項を以下に定めます。

1. 審査の対象となる事業者

- (1) 審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。
別途定める「始良市立地適正化計画改定業務委託公募型プロポーザル実施要領」に規定する資格要件を満たす者。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者。
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者。
- (4) 事前審査を実施した場合、審査対象者として選定された者。

2. 選定委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション（公開）を行う選定委員会を行います。

- (1) 日時・場所
審査会参加者へ別途通知します。
- (2) プレゼンテーション
 - ①プレゼンテーションの実施時間は、1者30分を予定しています。
(時間配分は入室と準備に5分、説明は15分、質疑が10分の計30分。)
 - ②会場への入室は3人以内とし、その際、身分証を提示して下さい。
 - ③パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用して説明しても結構です。
(使用したい場合は、事前に都市計画課に申し出た場合に限り、使用を許可します。スクリーン、プロジェクターは市で用意しますが、その他は企画提案事業者が準備することとします。)
 - ④企画提案説明は、提出した企画提案書に沿った内容で行うものとし、当日の変更、新たな資料の配布などは認めません。

3. 審査の方法

- (1) 選定委員会では、提出された企画提案書等と、審査会におけるプレゼンテーションに対して審査を行います。
- (2) 各委員は、プレゼンテーション終了後に審査を行い、すべての審査終了後、各審査員の審査結果を集計し、選定委員会において契約候補者を決定します。
- (3) 審査結果は契約候補者名と次点契約候補者名のみを最終審査の参加業者へ通知するものとします。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、提案内容の点数が高い事業者を契約候補者に決定します。これによって決まらない場合は、選定委員会の協議により決定します。

4. 審査基準と評価点数

| 審査項目 | 審査事項 | 審査基準 | 配点 |
|------|----------|--|-----|
| 業務履行 | 業務工程 | 2カ年計画が適正で具体的であり、行政側の業務調整を考慮した実施可能なスケジュールとなっているか。 | 10 |
| | 業務体制 | 管理技術者及び照査技術者等の配置は適切で柔軟に対応可能な体制となっているか。 | 10 |
| | 同種業務 | 実績があり、確実な業務の実施が見込めるか。 | 10 |
| 提案内容 | 仕様書との整合性 | 仕様書の趣旨に合致した提案がなされているか。 | 10 |
| | 現計画の理解度 | 現計画の内容を十分に理解し、課題や見直すべき点に対する提案があるか。 | 10 |
| | 災害リスクの分析 | 本市における災害特性を把握し、リスク分析が想定できているか。 | 30 |
| | 防災指針の策定 | 防災指針に位置付ける災害リスクの解消に効果的な施策や目標設定の想定ができているか。 | 30 |
| | 独自提案 | 自社の経験、強みを生かした業務成果を向上させる独自提案があるか。 | 20 |
| 見積額 | 経済性 | 配点×(最低提案見積額/見積額) ※小数点以下四捨五入 | 20 |
| 計 | | | 150 |